

川崎市まちづくり局営繕工事等におけるウィークリースタンス実施要領

1 目的

本要領は、まちづくり局発注の営繕工事及び関連する業務委託等を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者で取り組む1週間のルール、約束事、スタンスを定め、計画的に営繕工事等の業務を履行することで業務環境等の改善に向けた取組を進めるものである。

2 対象

まちづくり局が発注する全ての営繕工事及び関連する業務等を対象とする。ただし、災害対応等緊急を要する場合は除く。

3 取組内容

業務環境等を改善するために、以下の取組を参考に受発注者間で調整の上、工事、委託業務の進捗に支障ない範囲で実施する。

- (1) 月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）
- (2) 水曜日は定時の帰宅に心掛ける（ウェンズデー・ホーム）
- (3) 土・日曜日に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）
- (4) 昼休みや午後5時以降の打合せをしない（ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング）
- (5) 定時間際、定時後の依頼、打合せをしない（イブニング・ノーリクエスト）
- (6) 受注者からの質問、協議等への回答は「その日のうちに」指示、通知等を行う。（ワンデーレスポンス）

※即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを確認したうえで、適切な時期に「回答期限」を設定し通知すること。

- (7) その他、任意で設定する取組（受発注者間で合意した事項）

4 進め方

- (1) 初回打合せ時に、受発注者間で上記取組内容について確認し、受発注者間で共有する。
- (2) 労働環境改善の取組みは受発注者で異なることから、柔軟性を持った取組みとする。

5 適用

本要領については、令和8年8月1日以降の入札公告案件から適用する。ただし、現在履行中の公共工事及び設計業務等においても、受発注者間の協議により準用できるものとする。